

(例規 25)

陸幕人教第 280 号
令和 7 年 3 月 14 日

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長
(公印省略)

表彰等に関する訓令の運用方針について (通達)

標記について、別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕人教第 356 号 (31. 4. 26) は廃止する。

添付書類：別紙

表彰等に関する訓令の運用方針

1 賞詞の授与数

- (1) 当該年度における陸上自衛隊全体の第3級、第4級及び第5級賞詞（第3号の規定により授与する賞詞を除く。）の授与数は、4月1日現在の階層ごとの基本所属人員（注）に対し、下表の賞詞授与率を乗じた数を合計したものとし、端数は切り捨てる。

区 分	第3級賞詞	第4級賞詞	第5級賞詞
幹 部	3. 2 9 %	7. 2 0 %	1 1. 2 5 %
准曹士	1. 5 1 %	7. 2 0 %	1 2. 8 6 %
事務官等	1. 7 7 %	7. 2 0 %	1 2. 6 3 %

注： 基本所属人員は、当該部隊に補職又は配置指定された者（海上・航空自衛官を含み、休職、定年後再任用及び非常勤の者を除く。）をいう。ただし、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部においては、准陸尉以下で陸上幕僚監部又は方面総監部に転入し、同日付で当該機関に補職された者を含む。

- (2) 当該年度における各部隊等に対する第3級、第4級及び第5級賞詞の授与数は、陸上幕僚監部が示す。
- (3) 事故等により死亡した隊員に授与する賞詞及び累積功績により授与する賞詞については、第1号の規定による賞詞授与数の上限に関わらず授与することができる。

2 功績の審査

第3級から第5級までの賞詞の授与に当たっては、単に、永年に亘り職務に精励したことのみをもって授与するのではなく、実績主義に基づき、具体的な功績があった場合に、その内容を厳格に審査した上で授与するものとする。

3 表彰実施報告

表彰等に関する訓令第35条に規定される表彰実施報告において、表彰理由概要の記述に当たっては、職務遂行や業務改善等という事項のみを記載するのではなく、功績が把握できるよう当該功績の内容を端的かつ明確に記述するものとする。